

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年1月30日認可した。

平成27年2月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市土地改良区	農業基盤整備促進事業（樋門改修事業）丸亀地区
丸亀市綾歌町土地改良区	農業基盤整備促進事業（水路改修事業）綾歌地区